

令和 4 年度

船橋市立田喜野井小学校

危機管理マニュアル



危機管理マニュアル

消防計画

防災計画

学校避難所運営計画

防犯に関する安全管理

目 次

危機管理マニュアル

I	危険等発生時の対応（学校・関係機関等との連携）	1
1	危険発生時に教職員のとるべき処置	1
II	危険等発生後の対応（組織的対応）	1
1	危険等発生後の組織的対応	1
2	正確で詳細な記録と保存	2
III	事件・事故災害時における心のケア	2
1	平常時からの心のつながり	2
2	心の健康に関する教育	3
3	防災体制の一環としての取組	3
4	専門家や専門機関の積極的な活用	3
IV	緊急対応マニュアルの見直し及び検証	3

消防計画

1	目 的	4
2	防火管理者の権限と業務	4
3	消防機関への報告及び連絡	4
4	予防管理組織	4
5	火元責任者の業務	5
6	自主点検検査員の業務	5
7	自主点検検査の時期	5
8	点検検査結果の記録及び報告	5
9	教職員の遵守事項	5
10	火気使用等の遵守事項	5
11	自衛消防の組織と任務	6
12	防災教育の実施時期及びその内容	6

防災計画

1	防災計画	8
2	防災体制の確立	9
3	地域と連携した防災体制づくり	10
4	災害非常持出について	11

在学中の対応

	緊急地震速報を活用した対応	12
	授業中に発生した場合の対応	13
	保護者への引き渡し対応	14
	災害時指導引き渡しカード（様式）	15
	帰宅困難となった場合の対応	16
	教室以外の場所で発生した場合の対応	17
1	特別教室での活動中	17
2	休み時間中	17
3	体育館での活動中	17

4	給食指導中	17
5	校庭での活動中	17
6	クラブや部活動中	18
7	屋上での活動中	18
学校外での対応		
	下校途中の対応	18
	校外での活動時の対応	18
台風・集中豪雨・落雷・突風の事故防止		
1	登下校時の取組	20
2	安全のための行動ポイント	20
3	被災後の安全点検	20

学校避難所運営計画

1	学校避難所の運営	22
2	学校避難所の開設	22
3	避難所の組織	23
4	田喜野井小学校備蓄品目一覧	24
5	医療拠点機能の整備	25
6	救護所用救急薬品等の整備充実	25
7	田喜野井小学校救護所の医療器具品	25

防犯に関する安全管理

1	日常の安全確保	26
2	緊急時の安全確保対策	27
3	防犯のための安全管理	27
4	保護者や関係機関等との連携による安全確保	27
不審者侵入による事故発生時の対応（当日）		
1	近くの職員への連絡	28
2	応急処置	28
3	避難誘導	28
4	対策本部の設置	28
5	報道機関への対応	28
6	保護者・地域への事情説明	29
翌日以降の対応（不審者侵入による事故）		
7	心のケア（カウンセリングの実施・カウンセラーの派遣）	29
8	正常な教育活動再開に向けて	29
日常における対応（不審者侵入による事故）		
9	緊急対応マニュアルの見直し及び検証	30

児童の安全確保緊急対応マニュアル

不審者侵入による事故発生（系統図）	31
-------------------	----

大雨発生時・危機管理マニュアル（児童生徒在校時）	32
--------------------------	----

危機管理マニュアル

I 危険等発生時の対応（学校・関係機関等との連携）

学校で事件・事故が発生した場合、冷静かつ迅速に初動体制をとらなければならない。その際、保護者や地域住民、関係機関等との連携が非常に重要である。

なお、被害者を含めた家族等の心情に配慮することはもちろんのこと、学校は誠意を持って家族と向き合い、真正面から事故等に対応することが重要である。

1 危険発生時に教職員のとるべき処置

(1) 児童の安全確保と校内における連携

- ① 児童の避難誘導
 - ・ 避難場所、避難経路の指示と誘導
- ② 児童の被害状況の把握と負傷者の応急手当
 - ・ 負傷状況の把握「人数、氏名、性別等」
 - ・ 応急処置（必要に応じ救命処置を行う。）AED活用
- ③ 他の教職員への連絡と連携

(2) 関係者及び関係機関への連絡

- ① 警察、消防署等への連絡
 - ・ 被害の状況、人数、場所等の連絡
- ② 教育委員会、学校医、保健所等への連絡
 - ・ 事故等の概要説明、今後の対応等について
- ③ 被害にあった児童の保護者への連絡
 - ・ 事故等の概要説明、被害状況、搬送先病院等
- ④ 保護者と教師の会役員、地域関係団体等への連絡
 - ・ 事故等の概要説明、今後の協力依頼等

II 危険等発生後の対応（組織的対応）

1 危険等発生後の組織的対応

(1) 管理職のリーダーシップ

- ① 的確な状況判断により、教職員や児童等に明確な指示
- ② 管理職への報告・連絡が常に円滑に行えるよう情報伝達体制の整備

(2) 校内対策本部による統一した対応

- ① 対策本部の決定事項
 - ・ 速やかに全教職員に指示・伝達するとともに、共通理解のもとに学校全体で統一した対応ができる体制づくりを図る。
- ② やむを得ず個人が臨機応変な対応をした場合
 - ・ 必ず事後報告をし、普段から管理職への報告・連絡・相談の徹底を図る。
- ③ 迅速かつ正確な情報収集及び情報の共有化
 - ・ 情報の窓口を一本化するとともに、迅速かつ正確な情報収集に努める。
 - ・ 取りまとめた情報は教職員間で共有化を図る。
- ④ 児童等への対応
 - ・ 状態の把握、健康観察、健康相談、心のケア、保護者への引き渡し等に留意する。

ア 児童が警察の事情聴取に協力する場合は、聴取時間に配慮を求めるなど、慎重な対応が望まれる。

イ 学校は、事故等により児童等に危害が生じた場合において、該当児童等及び該当事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童等の心身の健康を回復させるため、児童等に対して必要な支援を行う。（心のケア）

そのためにも管理職は、事故等発生時の初期段階からのスーパーアドバイザーの派遣要請に留意する。

(3) 報道機関への対応

① 報道機関からの取材要請には、教頭が窓口となり、対応を一本化する。

- 十分な事実確認ができていない段階での報道機関からの問い合わせについては、その旨を話し、未確認の質問への即答は避ける。

なお、発表内容については、被害者やその保護者の意向を踏まえた客観的事実を正確に伝える。（個人の憶測や推測は避ける）

- 授業時間中での校舎内等の撮影要請に対しては、児童への心の影響に配慮した対応（撮影禁止等）をとる。

- 学校は、報道発表に際し、児童や保護者、教職員のプライバシーに留意する。

② 教育委員会や関係機関等と密接に連携をとり対応する。

2 正確で詳細な記録と保存

(1) 事故等の概要

- 発生日時、関係児童名、事故等の内容、被害状況等
- 時系列で記録整理する。
- 児童から聴取する場合は、事故等で心理的外傷等を受けていることもあり、慎重に対応することが望ましい。

(2) 学校からの連絡及び対応状況

- 児童、保護者、教職員、保護者と教師の会等
- 時系列で記録整理する。

(3) 警察、消防、関係機関等との連携状況

(4) 報道関係への対応状況

- 報道機関名（担当記者名）、学校対応者名、説明内容等

Ⅲ 事件・事故災害時における心のケア

大きな事件・事故災害が発生すると、すべての環境が一瞬にして激変し、児童は、恐怖感、喪失感、不安感、不信感などに陥ることが多い。生活環境の変化は、児童の心身の健康に様々な問題を生じさせるが、学校は家庭と連携し、いち早くこうした問題を把握するとともに、問題の内容によっては優先順位をつけて心のケアをする必要がある。災害から数年経っても、何らかの原因でフラッシュバックが起こり、心身に症状が出る場合もあり、大きな事件・事故災害に遭遇した児童生徒は、長期にわたり教育的配慮を必要とする。

そのために、以下の4点が重要なポイントになる。

1 平常時からの心のつながり

児童生徒の心のケアについては、身近な担任や養護教諭等の教職員、または保護者が

児童生徒の話を十分聞いてやり、児童生徒の体験や不安な感情を分かち合って、安心感を与えることが大切である。児童生徒の心が癒されるには、それまで築いてきた人間関係の中で励ましや心のケアが十分に行われたかどうかにかかっている。そのために、教職員は日頃から児童生徒や保護者との信頼関係を築いておくことが重要である。

また、平素より児童生徒の心の動きを把握し、特に気になる児童生徒については、普段から気を配っておく。

2 心の健康に関する教育

学校においては、心の健康に関する教育について各教科や特別活動等を中心に、教育活動全体を通して取り組んでいる。このような機会を通じ、児童生徒に事件・事故災害時の心の変化等について、認識させることも重要である。

3 防災体制の一環としての取組

事件・事故災害時の心のケアについては、防災体制の一環として位置付けるとともに、保健教育や保健管理とも密接な連携を持って推進する。また、事件・事故災害時に備え、スクールカウンセラーを始めとする専門家や専門機関も含めた体制を整備しておく必要がある。

4 専門家や専門機関の積極的な活用

事件・事故災害時の心のケアについては、学校・家庭・地域社会が一体となって進めなければならないが、児童生徒の状況を十分考慮した上で、児童相談所や精神保健福祉センター等の専門家・専門機関と連携をとった取組も視野に入れておく必要がある。

Ⅳ 緊急対応マニュアルの見直し及び検証

- (1) 学校及び地域の実態を考慮したマニュアルになっているか。
- (2) 近隣住民や自治会・町会及び近隣の警察・消防署並びに教育委員会等との連携が図られているか。
- (3) 出張等で不在になることを想定し、複数の職員が配置されているか。
- (4) 緊急対応マニュアルが非常時に確認できるように明示されているか。
- (5) 年度初めには、見直し・確認がされているか。

消 防 計 画

1 目 的

この計画は船橋市立田喜野井小学校の防火管理業務について必要な事項を定め、火災、火災等の予防及び人命安全確保並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

2 防火管理者の権限と業務

教頭は防火管理者として、次のことを行う。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火・通報・避難誘導訓練の計画と実施
- (3) 建築等の自主検査及び消防用設備等の点検及び整備
- (4) 火気使用又は取り扱いに関する指導監督
- (5) 人員の把握と安全管理
- (6) その他防火管理上必要な業務

3 消防機関への報告及び連絡

教頭は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行う。

- (1) 消防計画の提出（改正の都度）
- (2) 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令にく基づく諸手続き
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請
- (5) その他防火管理について必要な事項

4 予防管理組織

日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者並びに、建物火気使用器具等及び消防用設備等の点検・検査を行う自主点検検査員を次の表とおりに指定する。

火災予防管理組織編成表

防火管理者	担 当 区 域	火元責任者
教 頭	校長室・職員室	教頭
	事務室	事務職員
	更衣室	養護教諭・用務員
	各教室・特別教室	学級担任・各担当
	放送室	視聴覚主任
	休憩室	用務員
	保健室	養護教諭
	会議室	教頭
	石油庫	暖房主任
	給食室	栄養士
	建物、電気・消防施設等	教頭
	火気使用設備器具	教頭

5 火元責任者の業務

火元責任者は次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の建物・火気使用設備器具・電気設備等の日常における維持管理
- (2) 担当区域内の消防用設備等の維持・管理
- (3) 地震時における火気使用設備の出火防止措置
- (4) 防火管理者の補佐

6 自主点検検査員の業務

自主点検検査員は次の業務を行う。

- (1) 消防設備等について別に定める点検票に基づき点検を実施し、その結果を校長に報告する。
- (2) 建物・火気使用設備器具・電気設備・危険物施設等について検査を実施し、その結果を教頭に報告する。

7 自主点検検査の時期

自主点検検査の実施時期は次のとおりとする。

区 分	点 検 検 査 事 項	検査回数
火気使用箇所	火気の点検	毎日終業時
	破損の有無・建物との関係	月1回
整理整頓	火気使用箇所周囲に対するもの	毎日終業時
	建物内・外・その他	月1回
建築物	構造配置	年2回
電気設備	接触配線の変更・ヒューズ不良使用	月1回
	メガーによる絶縁抵抗検査	年2回
消火設備	外観による点検・員数・位置	月1回
警報設備	実際に使用した機能点検	年2回
避難設備	設置及び周囲の状況	月1回

8 点検検査結果の記録及び報告

教頭は、検査の結果を記録すると共に校長に報告する。

9 教職員の遵守事項

勤務するすべての者は、日常業務を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守する。

- (1) 避難階段・通路・ロビー・ホール等に物品を置かない
- (2) 消防用設備等の周辺には、改飾等をせず、その機能を阻害しない
- (3) 火災を発見した場合は、消防機関に通報すると共に教頭に連絡をし、災害時の活動計画に定める任務分担により、適切に行動する
- (4) 喫煙は、敷地内全面禁煙とする

10 火気使用等の遵守事項

火気を使用する者は次の事項を遵守する。

- (1) 厨房内は、常に整理整頓をしておく
- (2) 火気使用設備・器具は、使用前必ず点検を行い、安全を確認する
- (3) 工事を行う者は、火気管理については教頭の指示を受ける

11 自衛消防の組織と任務分担

校長を隊長として自衛消防を組織し、次の任務分担により行動する。

名 称	担 当	主 な 対 応
学校内災害対策本部	校長 教頭 県事務	●校長が本部長 不在の場合は、教頭が代行 ●各係を統括し、的確迅速な指導、指示、命令 ●地震情報、インフラ及び交通状況収集 ●状況に応じた児童の安全確保の方針を決定
通報連絡係	事務室職員	●消防署・市町村対策本部、警察への通報 ●引き渡し時の保護者への連絡
避難誘導係	学級担任等	●児童を避難場所へ安全に誘導・掌握 ●安否確認後本部へ報告 ●検索と救護が連携して対応する
検索救助係		●校内残留生徒の検索・救助 ●現場における負傷者の応急処置 ●誘導と救護が連携して対応する
救護係		●養護教諭を中心に組織 ●負傷者応急処置 ●医療機関と連携して対応する
消火係		●火災発生時の初期消火
応急復旧係		●校舎等の被害状況の把握 ●危険箇所の処理 ●立ち入り制限区域表示
搬出係	事務室	●「非常持出品」の搬出及び管理 ●重要書類・諸表簿の搬出及び管理
帰宅困難児童対応係		●児童滞在所設営 ●食糧・毛布等備蓄品準備
避難所支援係		●避難所開設に向け措置を講じる

12 防災教育の実施時期及びその内容

対象者	実施月	内 容
教職員及び 児童	5 月	① 消防計画の周知徹底
	9 月	② 火災予防の遵守事項
	10月	③ 教職員各自の任務及び責任の周知徹底と避難経路の習熟
	1 月	④ 震災対策に関する基本事項
	1 月	⑤ その他火災予防上必要な事項

訓 練 種 別		実施月	訓 練 内 容
部 分 練 習	避難訓練	6 月 消火訓練	・避難誘導要領の習熟を図る。 ・消火器の取り扱い要領等を理解し、消火訓練をする。
		9 月 引き渡し訓練	・避難誘導要領の習熟を図る。 ・災害後の保護者への児童引き渡しを実施する。
総合訓練		1 月	・通報・避難誘導の訓練を実施し、必要と認める場合は、消防機関の指導を要請する。 ・救助袋・煙中・起震車体験を実施する。

防 災 計 画

1 防災計画

(1) 事前準備

- ① 防災組織に関すること
 - ・ 防災組織体制（教職員の役割分担の明確）
 - ・ 職員の参集計画（勤務時間外及び休日等の発災等を想定した内容）
- ② 防災教育（災害安全）に関すること
 - ・ 防災（安全）教育年間指導計画
 - ・ 避難訓練指導計画
- ③ 緊急連絡体制に関すること
 - ・ 職員への連絡
 - ・ 保護者への連絡（メール配信，連絡網の活用）
 - ・ 関係機関への通報・連絡
 - ・ 連絡手段の複数化
- ④ 児童が帰宅困難となった場合に関すること
 - ・ 食糧，水等の確保（防災備蓄倉庫の活用）
 - ・ 待機及び宿泊場所

(2) 訓練実践

- ① 施設・設備等の安全点検に関すること
 - ・ 点検の実施方法
 - ・ 点検場所及び責任者一覧
 - ・ 防災設備等の点検（消火器，消火栓，救助袋，非常ベル，防火シャッター等）
 - ・ 避難経路の点検

区 分	点 検 検 査 事 項	検査回数
火気使用箇所	火気の点検	毎日終業時
	破損の有無・建物との関係	月1回
整理整頓	火気使用箇所周囲に対するもの	毎日終業時
	建物内・外・その他	月1回
建築物	構造配置	年2回
電気設備	接触網線の変更・ヒューズ不良使用	月1回
	メガーによる絶縁抵抗検査	年2回
消火設備	外観による点検・員数・位置	月1回
警報設備	実際に使用した機能点検	年2回
避難経設備	設置及び周囲の状況	月1回
避難経路	避難経路の障害物	月1回

② 震災予防措置

地震時の災害を予防するため、各施設・器具の点検に合わせ、次の事項を行う。

- a) 建物・建物に付随する施設物（看板・窓枠・外壁等）及び陳列物件の倒壊・転倒・落下の有無の検査
- b) 火気使用設備・器具の転倒・落下防止及び自動消火装置・燃料等の自動停止装置等の作動状況の検査
- c) 危険物施設における危険物品等の転倒・落下等の有無の検査

③ 地震後の安全措置

地震後、建物・火気使用設備・器具等の点検検査を行い、管理者に報告しその安全を確認後、使用を開始すること。

④ 避難誘導に関すること

- ・避難経路及び避難場所
- ・避難経路表示
- ・安否の確認及び報告

(3) 発生時の対応

① 発災後の児童への対応に関すること

- ・保護者への引き渡し
- ・一時保護の在り方（帰宅困難児童への対応）

② 学校が避難所となった場合の対応に関すること

- ・施設開放の手順
- ・教職員の支援体制

③ 学校再開に向けた取組に関すること

- ・学校の教育活動再開に向けて
- ・心のケアについて

2 防災体制の確立

(1) 教職員の心構え

災害時には、児童の安全確保を最優先させ、安全のための防護、安全のための避難誘導に総力をあげなければならない。そのために、日ごろから全教職員が防災計画について十分な共通理解を図るとともに、各職員が自分の任務分担を把握しておき、迅速に対処できるようにしておくことが大切である。

また、突発的な災害発生に際して、いつでも対応できる体制を整えるとともに、職員の出張や休暇など不在時にも対応できるよう複数で分担する。

(2) 防災組織〈学校等災害対策本部〉

◎消防計画「11自衛消防の組織と任務分担」を参照

※ 学校が避難所になることも想定し、開放禁止区域（校長室、職員室、事務室、保健室等の管理運営上必要な場所で解放しない区域）を決め、教職員で共通理解をしておくことが必要である。【避難所計画参照】

(3) 学校内災害対策本部設置とその対応

地震発生後、避難場所への移動判断や避難者対応に時間を要することが考えられるので、児童の安全確保を第一に考え、早期に学校内災害対策本部を設置し、収集した

情報を基に、迅速で的確な判断をする必要がある。

震度５弱以上の揺れ	「震度５弱以上」の地震では、原則として保護者へ直接引き渡す。
通学路の安全等	帰宅経路等の安全が確保できない場合は、原則として学校に留め置く。
液状化被害の発生	二次避難場所の校庭が液状化している場合は、体育館へ避難する。
校舎倒壊・火災	校舎外の二次避難場所の校庭へ避難する。
交通網遮断状況	児童の下校及び保護者への引き渡しが困難となった場合は、児童を学校に留め置く。

(4) 災害対策各係による対応

災害対策本部の二次対応の判断を受け、各担当が本部及び他の係と連携をとりながら、今後想定される状況を踏まえた対応をする。

(5) 情報収集に有効な物品

停電時を想定し、乾電池または、充電して使える機器が有効。

- ・防災無線受信機
- ・ラジオ（地域によっては防災ラジオ）
- ・ワンセグＴＶが受信可能な機器
（携帯電話、パソコン、車載テレビ（カーナビゲーション等）
- ・インターネットが閲覧可能な機器（携帯電話、パソコン等）

３ 地域と連携した防災体制づくり

学校における避難訓練は、実施する時間や児童のいる場所、活動状況等を組み合わせ、様々な条件下での訓練を保護者等との連携を図りながら実施することが重要である。

特に低学年児童等については、保護者等との連携を図りながら指導していくことが重要である。

そのためには、学校として地域での防災訓練等に積極的に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施することが考えられる。

学校施設が、地域住民の避難所となる場合、教職員が不在となる時間帯が多いことから、地域住民自身や防災担当部局による開設・運営が図られるよう、備蓄倉庫の鍵の保管場所等の事前の確認等も考えられる。

① 組織づくり…担当者連絡会議

- ・学校、教育委員会、首長防災部局、自治会、自主防災組織、消防、警察等

② 定例会議の実施

- ・学校の防災体制を共有
- ・学校及び地域と連携した防災訓練実施計画立案

- ③ 地域と連携した防災訓練の実施
 - ・避難訓練，避難所体験等学校及び地域の実態に応じて実施
- ④ 防災授業の実施

4 災害非常持出について

発災時には，児童及び全職員の安全確保を第一に考えながら，必要な書類等の搬出に努めることが大切であり，日ごろから搬出者・搬出先等について，共通理解を図っておくとともに，搬出方法の訓練を実施する。

(1) 書類関係

- ◎ 重要書類は耐火書庫に保管。
- ◎ 持出書類

1	出席簿	・児童の安否確認 ・欠席数を把握するため，必ず毎日記入する
2	引き渡しカード	・引き渡し
3	児童名簿等	・家庭との連絡
4	連絡網	・家庭との連絡
5	健康診断に関する記録簿	・避難後，児童生徒の健康管理等対応
6	職員連絡網	・職員との連絡
7	関係機関名簿	・市町村，消防，警察，地域関係機関との連絡

(2) 物品関係……………搬出しやすいようケース等に入れておく。

1	災無線電話	8	隣の地図
2	情報収集機器（可能な範囲で） ・携帯ラジオ（防災ラジオ） ・ワンセグTV 放送受信機器 ・インターネット閲覧機器 ・トランシーバ	9	救急医療セット
		10	AED
		11	マスク
		12	ポケットティッシュ
		13	ゴミ袋
3	ハンドマイク	14	タオル
4	予備電池（ラジオ，電灯用）	15	ボール，ジャッキ
5	懐中電灯	16	ライター
6	テレホンカード	17	軍手
7	笛	他	必要に応じて用意

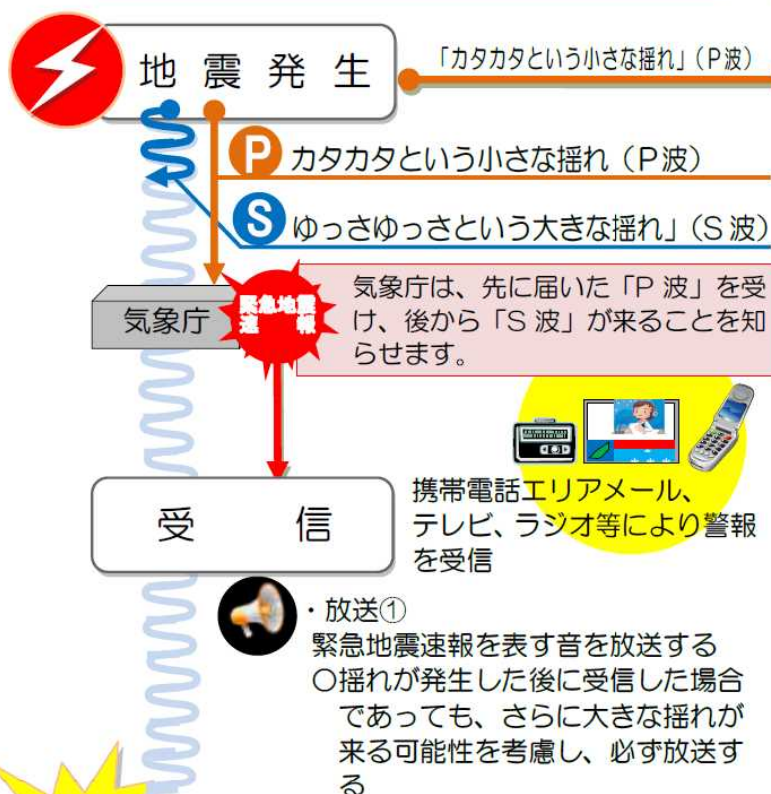
在学中の対応

緊急地震速報を活用した対応



教職員への対応

児童生徒への指示



可能であれば以下の対応をする

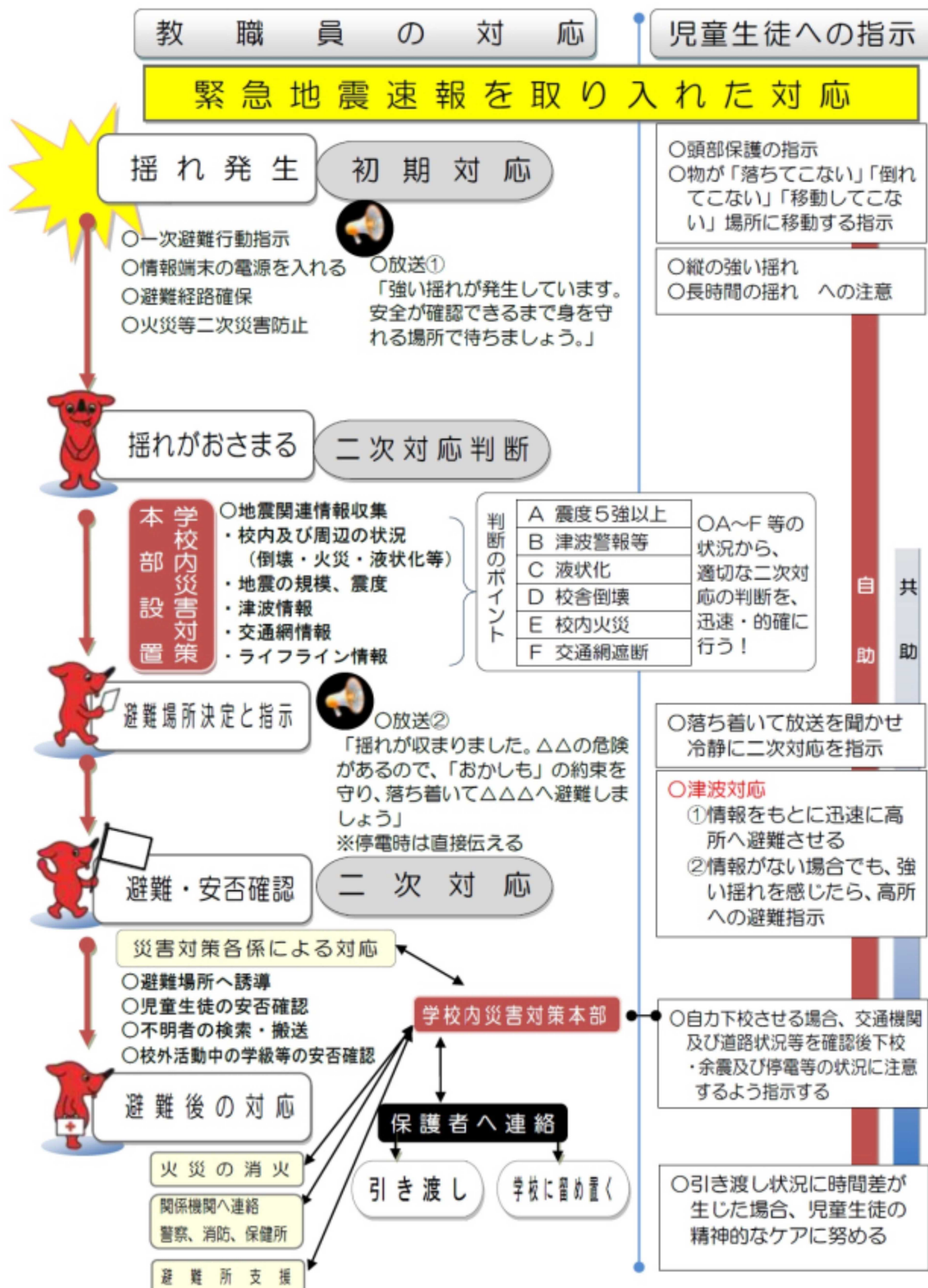
- 児童生徒は、自分で揺れに気付いたら周りに知らせる
- 頭部保護の指示
- 物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に移動する指示

自
助

- 頭部保護の指示
- 物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に移動する指示

- 縦の強い揺れ
- 長時間の揺れ への注意

授業中に発生した場合の対応



保護者への引き渡し対応

教 職 員 の 対 応



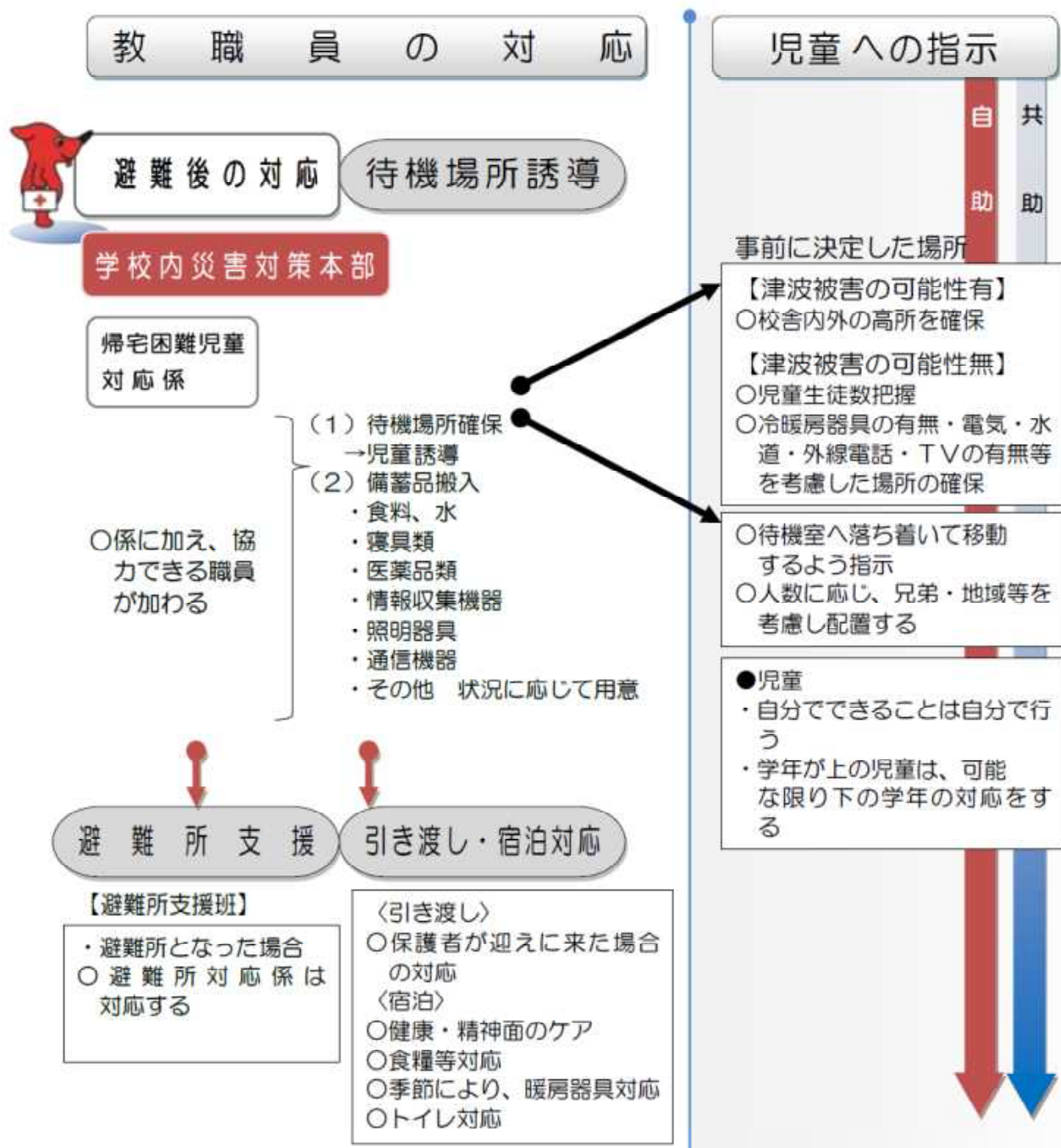
災害時児童引き渡しカード 様式

学 年	1	2	3	4	5	6	血	型						
組							液							
番 号							型							
ふりがな							生 年 月 日	平成 年 月 日生						
氏 名														
住 所														
住所変更														
保護者氏名							連 絡 先							
緊急連絡先 (勤務先等)	TEL []													
	TEL []													
	変更TEL []													
	TEL []													
	TEL []													
在学している兄弟姉妹 (本人を除く) ※大きい お子さんから記入 してください。	氏		在学年度 学年組		H27 年 組	H28 年 組	H29 年 組	H30 年 組	R1 年 組	R2 年 組	卒			
	名													
引き取り人		氏 名		続柄	R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
第一引き取り人														
第二引き取り人														
第三引き取り人														
第四引き取り人														
変更引き取り人														
変更引き取り人														

※変更の場合は二重線で朱書きで変更してください。 * 引取確認は○印を付ける。(教師側))

※引き取り人は第三引き取り人まで必ず記入してください。

帰宅困難となった場合の対応



教室以外の場所で発生した場合の対応

1 特別教室での活動中

普通教室に比べ危険物の多い特別教室では，地震の際には安全な場所を机の下と限定せず，適切に避難場所の指示を与える。特別教室における留意点は以下のとおりであるが，特に理科室内の薬品及び器物の倒壊・落下による負傷に十分注意する。

理科室	実験器具（棚内）による負傷，実験中の薬品・発火による火傷
家庭科室	棚内の器具による負傷，調理中・アイロン中等による火傷
図工室	棚内の器具による負傷，彫刻刀刃物による負傷
音楽室	棚内の器具による負傷，ピアノ，木琴等楽器の移動による負傷
図書室	書棚の本の落下による負傷
保健室	薬品戸棚等の物品による負傷，ベッド使用中の転落による負傷

2 休み時間中

児童のいる場所に應じ，物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所で身を守る。事前に，学校内及び通学路，家庭にいることを想定し，どのような場所に避難するか決めておくことが大切である。

3 体育館での活動中

体育館は耐震工事が完了しているが，天井及び壁面（ガラスを含む）からの落下物を避け，中央部に集まり，頭部を保護し身をかがめる。

- ・全校朝会や集会等，多数の児童等がいる場合，落ち着かせ，頭部保護をして身をかがめさせる。
- ・出口を確保する。
- ・照明器具，天井板等の状況を確認し，落下の可能性がある場合，落ち着いて移動させる。

4 給食指導中

配膳物等による火傷に注意し，身を守らせる。

- ・熱い食材が入った食缶に注意させる。
- ・食缶を運ぶワゴンの移動にも注意させる。

5 校庭での活動中

建物から離れ，中央部で身をかがめさせる。

- ・崖や壁面の落下，サッカーゴールの倒壊，その他遊具から離れ，中央部で身をかがめさせる。
- ・液状化現象が発生した場合，速やかにその場から離させる。

6 クラブや部活動中

児童のいる場所に應じ、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所で身を守らせる。

7 屋上での活動中

中央部に集まり、頭部を保護し身をかがめさせる。

- ・手すりなどの破損が予測されるので、転落の危険の少ない中央部に集まり、身を低くさせる。
- ・揺れがおさまったら、階下に移動させる。その際、階段の破損等に注意し、迅速に児童を移動させる。

学校外での対応

下校途中の対応

1 事前指導の実施

- 児童（高学年）が「自ら判断し行動できる」ための防災教育の実施
 - ・通学路の危険箇所、避難場所及び避難所の確認
 - ・揺れに対する安全確保後の避難について確認

2 防災教育の実施

【授業】

- 現地に出向いての確認
- 現地に出向けない場合は、防災マップ等を授業に取り入れることが効果的である

【避難訓練】

- 低学年は特に、下校途中に地震が発生した場合を想定した避難訓練を取り入れることが有効である

校外での活動時の対応

1 事前調査の実施

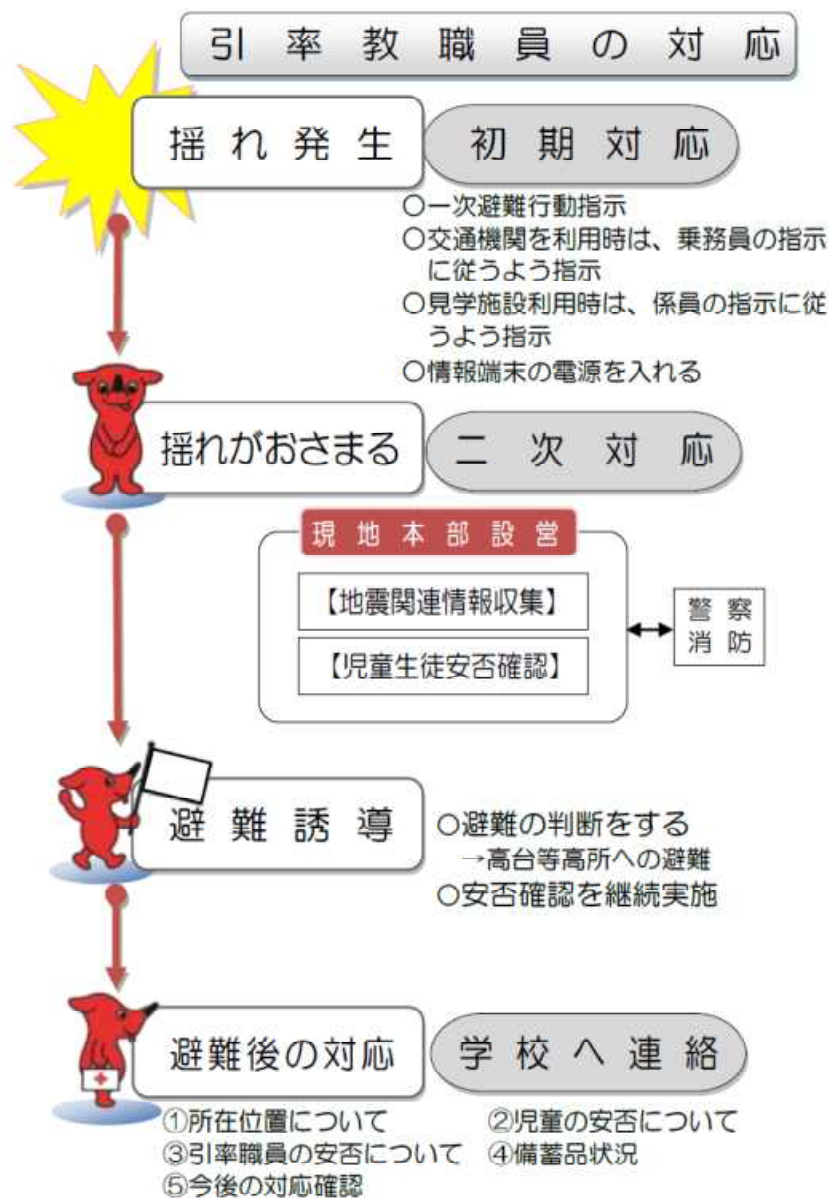
- 現地に出向いての確認
- 活動場所の危険箇所の把握
- 避難場所（高台・高所）の確認
- 緊急時の情報収集の方法
- 病院・警察・消防署等施設の確認

2 携行品の確認

- 携帯ラジオ
- 懐中電灯
- ハンドマイク
- ワンセグ放送機器
- 笛 他

3 避難訓練の実施

- 施設の非常口・避難経路を児童に周知する
- 状況に応じて、避難訓練及びワンポイント避難訓練を実施する
- 災害時の集合場所を確認する
 - ・津波発生の場合は、近くの高所へ避難するように指導する



児童生徒への指示

- 〇頭部保護の指示
- 〇物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に移動する指示

- 〇縦の強い揺れ、横の長時間にわたる揺れなど、様々な揺れに応じて身を守る指示

自助

共助

互いに助け合う行動！

- 児童生徒
 - ・班行動時は、経路の安全を確かめながら本部へ集合
 - ・班に負傷者がいる場合、協力して対応する
 - ・津波情報があった場合、本部ではなく急いで高所へ避難する
→安全が確認できるまでその場にとどまる

台風・集中豪雨・落雷・突風の事故防止

児童が登下校する時間帯に、台風（集中豪雨・落雷・突風）が接近、上陸するおそれがある場合は、台風（集中豪雨・落雷・突風）情報に注意して被害が出ないように備えることが大切である。

事前に、児童に指導するとともに保護者へお知らせ等で通知し、休校あるいは登下校時刻を変更することが必要である。

特に、下校時において被害が予想される場合は、電話連絡とメールを活用し、保護者への引き渡しをすることも考える。

1 登下校時の取組

(1) 登校前

千葉県北西部地方（東葛飾地方）に「暴風警報」「大雨警報」などの「気象警報」が発令された場合は、登校させず自宅待機とする。

その後「気象警報」が解除された場合は、登校することとする。

(2) 学校にいる場合

「暴風警報」「大雨警報」などの「気象警報」が発令された場合は、下校時刻を変更する。

台 風

台風の大きさは「風速15m/s(メートル/每秒)以上の半径」、強さは「最大風速」で表されている。

◆風と被害

平均風速(每秒)	影 響
10～15m	風に向かって歩にくい。看板やトタン板が飛ぶ。
15～20m	歩くことができない。高速道路での運転は困難。
20～25m	しっかり身体を確保しないと転倒する。車の運転は危険。
25～30m	立ってられない。樹木が倒れ、ブロック塀が壊れる。
30m～	屋根が飛ばされたり、木造住宅の全壊がはじまる。

◆台風の強さと階級分け

階 級	最 大 風 速
強い	33m/s以上～44m/s未満
非常に強い	44m/s以上～54m/s未満
猛烈な	54m/s以上

集中豪雨

集中豪雨は、短時間に集中して降る豪雨のことで、梅雨の終わりごろによく起こる。狭い地域に限られ突発的に降るため、その予測は比較的困難である。

突 風

突風とは、台風・低気圧・竜巻等の強風による風圧によって建物や人が直接被害を受けることをいう。

風が強いときは、窓から離れ、室内の中央にいる方が安全である。

落 雷

雷の注意報が出ているときや、雷雲の気配を感じたときは、校舎の外に出ない。音だけでなく、光も見え始めたら、雷雲はかなり近いので、落雷の危険度はいっそう高まる。雷は直下だけではなく斜めに広がって落ちることもあるので、たとえ雷雲が遠くにあっても油断は禁物である。雷が落ちても、校舎内、室内にいれば、安全性は高い。しかし、電線を伝わって雷の電気が室内に侵入してくることもあるので、家電や天井、壁などからは1メートル以上離れていた方が安全である。

気象情報の収集から

台風や豪雨の被害は、正確な情報を集めることで最小限にとどめることが大切である。気象庁が発表する警報や注意報などの情報に注意して、いつも適切な対応がとれるように準備しておく。

① 注意報・警報とは

大雨などのときに発表される注意報や警報は、各地域の住民に注意を呼びかけ、災害による被害を最小限に食い止めることを目的としている。
注意報は災害が起こるおそれのあるときに、警報は重大な災害が起こるおそれのあるときに発表される。

② 気象情報とは

気象情報は注意報や警報に先立って注意をうながしたり、注意報や警報が発表されたあとの補足や防災上の注意を解説する場合などに発表される。

◆気象注意報・警報・情報の種類

	種 類	発表の時期
注意報	風雪、強風、大雨、大雪、濃霧、雷、乾燥、なだれ、着氷（雪）、霜、低温、融雪、高潮、波浪、洪水、浸水など	災害が起こるおそれがある場合
警 報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮、波浪、洪水、浸水など	重大な災害が起こるおそれがある場合
情 報	台風、低気圧、大雨、大雪、小雨、長雨、低温、日照不足など	意報・警報を補完する必要がある場合など

大雨注意報・警報の基準の詳細は、気象庁のホームページを参照する。

2 安全のための行動ポイント

- テレビ・ラジオなどを通じて、注意報や警報に注意する。
- 暴風時には飛散物にあたり、けがなどをするケースが多いので、校舎外に児童を出ない。
- 校舎外に出している場合は、すぐに校舎の内に入り、窓から離れた場所にいる。
- 台風が通過する際、風が収まった後に再び強く吹く“吹き戻し”があるため、風向の変化に注意し、むやみに児童を外に出さない。

3 被災後の安全点検

台風や豪雨が去った後は、多くの危険が潜んでいることがあるので、職員全員で協力し合いながら、安全に復旧活動を行う。

学校避難所運営計画

学校は平常時においては、児童生徒の教育を行う場であるが、災害時においては、児童生徒及び地域住民の生命と安全を守る避難所となる。

※ 避難場所……震災などの危険から身を守るために一時的に避難する高台（校庭）などのことです。

※ 避難所……避難生活がある程度長引くと考えられる場合に、避難者が生活するための施設（学校の体育館など）のことです。

1 学校避難所の運営

- (1) 学校避難所は、市地域防災計画に定める避難所及び避難場所であり、市の災害対策本部の管理下の基に、市・教職員・避難住民の三者が連携し運営していくものとする。
- (2) 学校が避難所となった場合、校長は、学校管理業務の一環として、学校防災組織に従い、教職員を指揮し学校避難所の運営に協力する。
- (3) 学校避難所の運営責任者は、災害対策本部収容班長から派遣された市職員が当たるが、その職員が配置されるまで、校長が総括者として指揮をとるものとする。また、市職員が配置された後も、校長は教職員を指揮し避難所の運営を補佐するものとする。
- (4) 校長は順次、行政の担当者や地域住民にそれぞれ役割を移行し、教職員は学校再開に向けて、児童にかかる諸活動を行うことができるようにする。
- (5) 当初の混乱期を乗り越えた後は、学校運営業務と避難所運営業務を分離し、避難所運営業務は、市の災害対策本部の運営に移行する。

2 学校避難所の開設

大地震発生には、学校が避難所とされるのは、

- ① 災害対策本部長から開設指令が出された場合
- ② 避難所開設命令以前に避難住民の手により学校が開放された場合

の2通りが考えられるが、学校が避難所になっても、原則的には教育活動をできるだけ早く再開することが学校の任務であるので、学校の提供できる施設について、避難所として割当をする必要がある。原則として、次の通りである。

避難所としての各教室等の割当

機 能	割当る教室等
本部・情報連絡	校長室、職員室、事務室、パソコン室
教職員の避難所及び学習室	普通教室、音楽室、図書室、他
地域住民の避難所	体育館、視聴覚室、会議室、他

* 避難所の火災等第二次災害の防止や電気容量の関係で暖房器具等の持込を禁止する。

3 避難所の組織

学校が避難所として機能するため、校長以下教職員が主体的に補佐する場合を想定し組織及び役割を明確にしておく必要がある。

組織・役割

		係 名	仕 事 内 容	担当教職員名
災害 対策 本部		食料配付係	備蓄倉庫内にある救援物資として支給された食料，飲料水の避難住民への配付	○田口 寿樹 飯盛 和恵 五十嵐 洋平
		生活用品配付係	食料と同様に，毛布，肌着，タオル，ティッシュ等の生活用品の配付	○齊藤 力 奥村 佐王里
		関係機関連絡係	市災害対策本部や防災関係機関，他校への連絡，情報収集	○教頭 栗原 むつみ 兼坂 さゆり
		広報・相談係	避難住民への情報提供，避難住民への尋ね人，苦情・要望等の相談対応，避難者名簿の作成と管理	○石毛 健太 竹田 美香子
校 長		清掃係	避難所内のゴミ処理，トイレ等の清掃	○輪島 愛里 山本 秀佳 小野寺 武
		ボランティア係	ボランティアの受付，活動の指示と支援	○三浦 剛 秋葉 あみ
市 職 員		応急処理係	避難住民の病気や怪我の応急処置	○鎌田 アカネ 河内 英恵
		調達搬送係	食料，生活用品や医療品等の調達，搬送，最寄りの避難所への物資の搬送	○飛田 創 河内 歩
		巡回係	避難所内の見回り，警備，避難住民の状況把握	○堀江 湖響 輪島 愛里

以上の役割の他に，状況によって異なるため，必要な係がある場合は臨機応変に係や必要人数を変更することがある。

※ 避難所開設直後とある程度期間が過ぎてからの状況は違う。

4 田喜野井小学校備蓄品目一覧

No.	項 目	品 目	数 量
1	保存食	クラッカー	630食
2		アルファ米	250食
3	飲料水	飲料水2・(ペットボトル)	126本
4		飲料水500ml(ペットボトル)	192本
5	乳幼児用品	粉ミルク(850g)	2缶
6		離乳食(しらす・鶏肉)	40食
7		哺乳瓶	4本
8		哺乳瓶消毒用液	1本
9		紙おむつ(赤ちゃん用)	210枚
10	生活用品	紙おむつ(大人用)	56枚
11		生理用品	272枚
12		ポリタンク(20・)	40個
13		ゴミ袋(45・)	400枚
14		防水シート	100枚
15		ワンタッチパーティション	1組
16		簡易トイレ	6基
17		毛布	360枚
18		固形燃料	108個
19		紙コップ	250個
20	情報収集	手回し充電式非常用多機能ラジオ	1台
21		電池式懐中電灯	1台
22		カセットガスボンベ式発電機	2基
23		カセットガスボンベ(別途保管)	48本
24	照明用品	バルーン型LED照明機	2基
25		コードリール	2台
26		キャンドルランタン	20本
27	搬送用品	避難用背負いひも	1本
28		コンビネーションストレッチャー	1台
29		車椅子	1台
30		折りたたみ式リヤカー	1台
31	その他	避難場所看板	1枚
32		救護所看板	1枚

5 医療拠点機能の整備

震災直後、田喜野井小学校は避難住民の医療救護活動の拠点として、医療救護所が開設される。

機 能	提 供 場 所
応急治療室・診察室	保健室
傷病者安静所	理科室（ランチルーム）
死亡者一次安置所	図工室

＊ 病人やけが人が多い場合は、ランチルームを確保する。

6 救護所用救急薬品等の整備充実

医療救護所として災害時の負傷者等に、適切に対応するため学校保健室に市は救急医療セット、薬品セット等の救護所用救急医療備蓄品の整備が置かれている。

7 田喜野井小学校救護所の医療器具品

外科セット	注射用具	衛生材料	診断識別用具	蘇生吸引用具
雑品	衛生材料	医薬品	骨折用具	

防犯に関する安全管理

学校においては、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、児童生徒が、危害を加える恐れのある者など不審者等による犯罪の被害者とならないよう十分な対策を講じる必要がある。具体的には、学校や地域の実情等を考慮し、日常の安全確保、学校周辺や地域における不審者等の情報がある場合の安全確保、不審者等の侵入の防止、校内や敷地内に侵入した場合の安全確保及び緊急の対応等について、多様な観点から対策を検討し、実施する。

なお、防犯に関する安全点検を実施する際には、これまで実施している施設・設備等の定期、臨時及び日常の安全点検及び事後措置と併せて実施する。

1 日常の安全確保

ア	職員の共通理解と校内体制の整備 日頃から、児童生徒の安全確保に関する教職員の共通理解と意識の高揚を図り、危機管理マニュアル等の作成などにより、校内体制を整備する。
イ	来訪者の確認 学校への来訪者への案内・指示、敷地や校舎への入口等の管理、入口や受付の明示、来訪者への声かけや名札等による識別などについて検討し、必要な対策を実施する。
ウ	不審者情報に係る関係機関等との連携 日頃から、学校周辺や地域の不審者情報に係る関係機関等との連携を図るとともに、近接する学校等間の情報提供体制を整備する。
エ	始業前や放課後、授業中や昼休み等における安全確保の体制整備 始業前や放課後、授業中や昼休み等における教職員やボランティア等による校内巡回などについて検討し、必要な対策を実施する。
オ	登下校時における安全確保 通学路による登下校の徹底、通学路の要注意箇所の把握を行う。例えば、通学路の要注意箇所のマップを作成したり、それらの情報を児童生徒に周知する。また、地域の関係機関等との連携を図り、「子供110番の家」等の登下校時の緊急の際の避難場所を児童生徒に周知したり、登下校時の緊急の際の対処法の指導などについて検討したりして、必要な対策を実施する。
カ	校外学習や学校行事における安全確保 校外学習や学校行事については、綿密な計画の作成と安全の確認、児童生徒への事前の安全指導の十分な実施及び緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立などについて検討し、必要な対策を実施する。
キ	安全に配慮した学校施設の開放 開放部分と非開放部分とを明確に分けることと不審者等の侵入防止策（施錠等）の実施、保護者や地域団体等による学校支援のボランティア活動への積極的な協力の要請など、必要な対策を実施する。
ク	学校施設面における安全確保 校門、周りのフェンス、外灯、校舎の窓・出入口等の破損、錠の点検・補修、警報装置や防犯監視システム、通報機器を設置している場合の作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡・通報体制の整備、不審者の暴力等を阻止するための用具（防犯スプレー等）の設置、死角の原因となる立木等の障害物の有無、駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性などについて検討し、必要な対策を実施する。

2 緊急時の安全確保対策

ア	不審者情報がある場合の連絡等の体制整備 警察のパトロール等の実施など関係機関との速やかな連携、緊急時の登下校の方法についての対応方針の策定、保護者や地域団体等による学校支援のボランティアの学校内外の巡回等の実施協力体制の整備などについて検討し、必要な対策を実施する。
イ	不審者の立ち入りなど緊急時の体制 校長、教頭または他の教職員への情報伝達、児童生徒への注意喚起、避難誘導等の対応のできる体制を確立する。また、警察、消防署等の関係機関や教育委員会への通報体制の整備を図るとともに、緊急時に備えた教職員による安全確保の訓練や児童生徒の避難訓練等を実施する。さらに、警備員等を配置している学校については、警備員等による巡回の効果的な実施と速やかな対応について検討する。

3 防犯のための安全管理

開かれた学校づくりについては、従来ともすれば学校が画一的・閉鎖的であるといった指摘を受け、学校が家庭や地域社会とともに子供たちを育てていく観点に立って、学校施設の開放、教育機能の開放、学校情報の公開、教育活動や学校運営の開放などを行っているものであり、今後もその重要性は変わらない。

したがって、子供たちの安全確保策を講じつつ、開かれた学校づくりと外部からの不審者等の侵入防止のための安全管理とは区別しながら、同時に進めていく必要がある。その際、学校に設置されている学校安全委員会や学校評議会等の活動と関連させたり、警察、PTA、自治会、町会、スクールガード、地区防犯協会等との緊密な連携による学校の安全確保が重要である。

4 保護者や関係機関等との連携による安全確保

不審者等から子供たちの大切な生命や安全を確保するため、学校において努力することは当然であるが、その広範な内容からみて、学校の教職員だけでは十分とはいえない。保護者（PTA）や関係機関等との連携により、学校内とその周辺・通学路、地域での生活全般での安全を確保するなどの組織的な活動も必要である。

したがって、子供たちが犯罪や事故の被害から自分の身を守るために注意すべき事項に関する家庭での日頃からの話し合い、警察、PTA、自治会、スクールガード、地区防犯協会等の協力を得ての要注意箇所の点検や不審者等の情報の速やかな伝達、学校内外や地域の巡回、「声かけ運動」等を学校と地域、関係機関・団体が一体となり展開することなどが必要である。

不審者侵入による事故発生時の対応（当日）

1 近くの職員への連絡

- (1) 迅速・正確に連絡する。（複数以上の連絡方法を周知しておく）
 - ・大声で叫ぶ「助けてー」「事故発生、応援願います」（繰り返す）
 - ・笛による合図 強く「ピ——」と鳴らす。
 - ・防犯ブザー（携帯用）を発報させる。
 - ・近くの児童を、近くの教室・職員室・事務室等に走らせる。
 - ・火災報知器を発報させる。（児童の生死に関わる事故）
- (2) 緊急事態の発生を知った職員は、直ちに現場へ急行し、児童の安全を確保する。
- (3) 現場に急行する職員は、自らが担当する学級児童の安全確保に留意（避難指示・他の職員に依頼等）する。

2 応急処置

- (1) 医療機関へ連絡する。（救急車の要請、病院への連絡、学校医への連絡等）
- (2) 応急処置を実施する。
 - ① 全身症状に対して（意識のない場合：気道の確保、人工呼吸、心マッサージ）
 - ② 局部症状に対して（安静、冷却、圧迫・固定、傷害部位を心臓より高くする）
- (3) 保護者へ連絡する。
※症状・容態、搬送先、保険証の持参について等

3 避難誘導

- (1) 室内での学習中事件が発生したら、事故発生場所の確認を行い、安全な場所・方向に避難誘導する。
- (2) 休憩時間や清掃時間中等、職員が児童を把握できていない時に事故が発生した場合には、あらかじめ決められている分担場所に急行し、周辺にいる児童を集合させ、事故発生場所の確認を行い、安全な場所・方向に避難誘導する。

4 対策本部の設置

- (1) 事故発生と同時に、緊急対応マニュアルによる初期対応を進めるとともに、校長室に校内対策本部を設置する。
- (2) 校長を対策本部長とし、直ちに必要な指揮を取る。
- (3) 対策本部と現場対応者（事故現場・救急隊・警察等）との間の情報伝達を迅速且つ確実に行うため、情報伝達係を対策本部員として指名しておく。
- (4) 情報を集約し、逐一板書し、随時確認に努める。
 - ① 負傷者（指名・搬送先・容態・保護者への連絡の有無・付き添い職員名等）
 - ② 児童の状況（保護者の引き取り状況・下校時刻・下校時の指示等）
 - ③ 職員の動向（病院への同行・家庭訪問・情報収集等）
- (5) 市教育委員会担当課職員を加える。（市教委への報告・応援要請）
- (6) 関係機関（警察・消防署等）や市教育委員会対策本部及び県教育庁現地対策本部（葛南教育事務所）との連絡・調整。

5 報道機関への対応

- (1) 取材には、校長や教頭など、発言に責任の持てる者が対応する。
- (2) 取材には、資料や基づいた事実を正確に話す。数字や固有名詞などは正確を期するためなるべく資料を提供するようにする。
- (3) 取材された内容が警察の捜査の関係上、発表できないものはその理由をはっきり述べ、了解を得る。
- (4) 取材された事項が、何時に報道されるのかを、できるだけ確認する。
- (5) 記者会見を開始する場合の日時・場所・内容・発表者については、市教育委員会に連絡し、指示を受ける。

6 保護者・地域への事情説明

(1) 事情説明会の実施

- ・大事故が発生した場合は、保護者・地域の住民の不安を取り除き、その後の協力を得るためにも、早急に事情説明会を実施する。（市教育委員会に連絡し、指示を受ける。）

(2) 事実について説明し、憶測では話さない。

◇ 事実発生時の様子と学校での対応

- ・発生日時、発生場所
- ・加害者及び被害者（人権を配慮する）
- ・ケガの程度（収容先病院等）
- ・事故発生時の状況と学校での対応

◇ 今後の対応

- ・休校措置について（期間、今後の見通し）
- ・被害者への対応について（児童へは家庭訪問によるケア）
- ・事件及び安全対策について（地域へは必要に応じてボランティアを依頼）
- ・警察との連携について

◇ 協力依頼

- ・地域パトロール、不審者情報の提供、ひまわり110番

翌日以降の対応（不審者侵入による事故）

7 心のケア（カウンセリングの実施・カウンセラーの派遣）

(1) 関係児童等の精神的な状況把握

- ① 方法 本人からの聴取等、本人の行動観察、保護者等からの聴取、関係者からの聴取
- ② 内容 極度のおびえ、不安、不眠、閉じこもり、周囲への敏感な反応、登校不能、緘黙（かんもく）、幻聴、その他（特異な言動等）

(2) 心のケアが必要と判断される場合

- ① 教職員等で個別面接相談や家庭訪問等を行う。
- ② 地域の関係機関等に面接相談を依頼する。
- ③ 教育委員会の相談機関や児童相談所に面接相談を依頼する。

(3) 専門的な心のケアが必要と判断される場合

- ① スクールカウンセラー等の派遣を要請する。（市教委に要請）
- ② 中学校に配置されているスクールカウンセラーに相談依頼する。
＊スクールカウンセラー等は児童の心のケアに当たるとともに教職員が児童等の心のケアを行う上での助言・支援も行う。

8 正常な教育活動再開に向けて

(1) 安全が確保され、児童等が安心して学校生活を送れる体制が整ったことを確認する。

- ① 直接的な原因の除去（犯人逮捕等）がされたか。
- ② 被害者の児童等の心のケアが行われ、不安は取り除かれたか。
- ③ 保護者及び地域住民の理解は得られたか。（保護者会の開催等）
- ④ 同種事故の再発防止対策は徹底されたか。

(2) 文書で教育活動の再開を通知する。

- ① 安全が確保され、児童等が安心して学校生活を送れる体制が整ったことを報告するとともに、授業再開を通知する。
- ② 家庭における配慮事項を明確にし、協力を依頼する。

(3) 保護者へ連絡する。

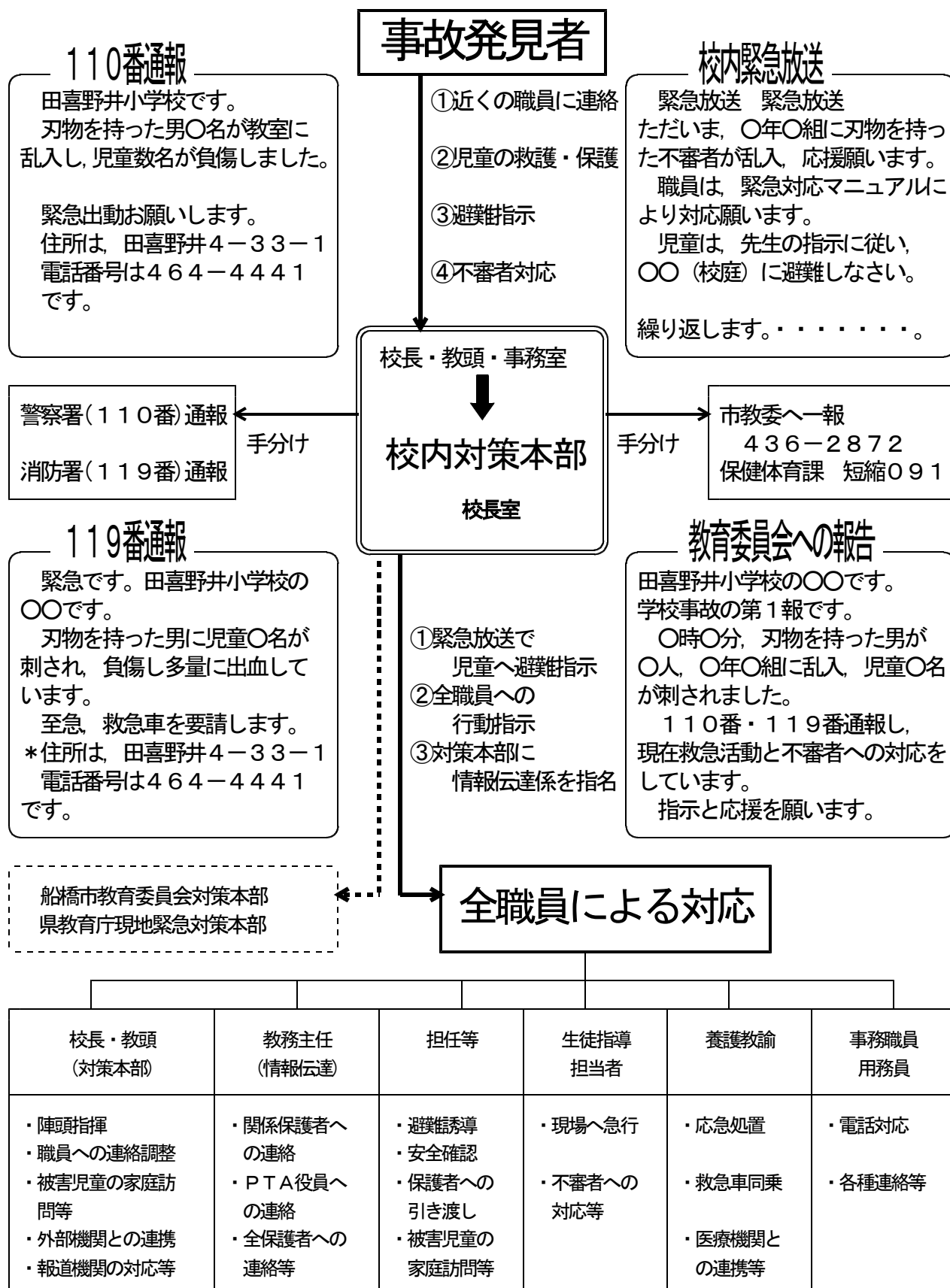
- ※症状・容態、搬送先、保険証の持参について等

日常における対応（不審者侵入による事故）

9 緊急対応マニュアルの見直し及び検証

- (1) 学校及び地域の実態を考慮したマニュアルになっているか。
- (2) 近隣住民や自治会・町会及び近隣の警察・消防署並びに教育委員会等との連携が図られているか。
- (3) 出張等で不在になることを想定し、複数の職員が配置されているか。
- (4) 緊急対応マニュアルが非常時に確認できるように明示されているか。
- (5) 年度初めには、見直し・確認がされているか。

不審者侵入による 児童の安全確保緊急対応マニュアル



■ 児童の安全確保を最優先（被害防止・避難指示）を的確に